

始



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

14.5

798

14.5-798



1200501218683

上本好男

社會問題調查
資料 第五
賃金理念論とその展開
第一分冊

社會問題調査資料 5

賃金理念論 と そ の 展開

(第一分冊)

販團法人 協調會 大阪支所

はしがき



時局下の我國に於ける賃金論は、その殆んど大部分が、賃金の額のみを問題として、賃金の理念とか機構について多く言及してゐないやうである。此の傾向は、我國の物價政策及び勞働政策が今なほ腰試的、思ひ附的であることよりして、一應理由のあるものと頷かれよう。次に、さりとて、賃金について適正なる理念と機構とを確立することは、次の二つの理由から、時局下に於てもなほ——否一層喫緊の課題であらうと思ふ。

理由の一は、若し賃金の額にして適正なる賃金機構から算出されるならば、恐らく勞働者諸君の多くは心から國策に協力するであらうとのふ

ことであり、

理由の二は、若し賃金の理念にして適正ならば、その事は又逆に我國



の思ひ附的物價政策及び労働政策に力強い反省を要請し得るであらうといふことである。

本書は斯る意味を持つて世に出ることになったのであるが、筆者が學窓を築立て年所浅きため社會に於ける體験に極めて乏しきことと、研究に着手してなほ餘日なきためより、その所論は往々にして感想的であり机上論的であることは否めないであらう。

然し乍ら、年若きこの筆者の純粹なる清轍が、我國の労働政策に種々の示唆をても多少與へ得るならばこそ望外の幸甚である。

とまれ、今回の第一分冊は可成り多くの缺點を持つてゐる事は筆者自身も確認してゐるところであるが、今後續刊の豫定である第二分冊以下に於ては相當高き理論性と實証性とを識えむべく意氣込んでゐる文だけに先輩各位の忌諱なき御叱正を期待してやまない。

因みに本稿の執筆者は當支那藏員法學士上本好男君である。

昭和十五年六月

協調會大阪支所長
松村勝治郎誠

賃金理念論とその展開

序論

そ の 一

方法論

第一篇 賃金理念論

第一章 分配の根本理念

第一節 生産物の價格とその變動

第二節 適用上の實際的困難

三九二一四九一頁

14.5
798

第三節	賃金理論と労働運動
第四節	消費規正と強制貯蓄
第五節	手當の問題
第六節	社会保険
第七節	賃金統制の目的
第八節	労働者の能力と土地及び技術の解放
第九節	農業労働力と土地の解放
第十節	中小工業労働力と技術の解放
第十一節	労働力の培養と労働時間
第十二節	労働者の労働法上の義務
第十三節	労働力の需給と賃金額

序

論

その一

悪性インフレを極力防止しつゝ増産に邁進する日本経済の姿は、兩者の矛盾相剋に東奔西走日々その苦悶を深めて行く様に思はれる。私は國民の若き一員として、此の難局の打開に、何事かの生産的貢献をし度いと、その情熱を昂ぶらせてゐる。さういつた義持から昨年の暮以来何かと書物を漁つてゐた。その際はふとした機會から笠信太郎氏の「日本經濟の再編成」といふ着書を見た。簡潔にして要を得た斬新なその内容は、いたく私の義持を引き立てた。大學時代某教授から聴いた「今之學者の中でほんとうに統制經濟を研究した人は一人も居ない」といふ言葉と、青春の血潮とが結合して、私は統制經濟について相當な研究をものし度いと思つた。然し法律しか知らない私には、やがて問題があまりにも深く且つ廣いのに今更の如く氣附いて方何轉換をした。それで私は統制經濟の一部門のみを取り上げることにした。その時は丁度電力と石炭の問題が毎日々々新聞面を賑はしてゐた。それ等を拾ひ読みすると石炭問題が時局下の日本經濟の草なる一部門ではなく實に日本經濟そのものの苦悶の縮圖であることを發見した。そこで

石炭問題こそ恰好の研究対象であると考へて約一ヶ月半關係文獻を読み續けた。而して石炭問題の解決の為めには生産、輸送、配給、炭價、消費等の凡てに亘つて極度に合理化しなければいけない。だがその中の生産の合理化をとつて見ても、問題は實に困難であり、且つその為めの物的設備の合理化などは、純粹に自然科學的な分野であつて、それについての私の研究は只先入的研究の不充分なる記述以外には何物をも為し得ない。それで私としては入的資材の合理化に全力を盡すべきであるが、鐵山労働者についての對策に二つの部面が存在することに注目する様になつた。二つの部面とは要するに量的部面と質的部面である。鐵山労働者についての所謂勞務動員は前者であり、かくして動員された農夫諸君に「安心じてそのベストを盡させる」對策が後者である、とこんな風に私は考へ出した。私が労働對策について量と質の二部面の存在を主張し、特にその後者に關心を持つ様になつたのは、その眞偽は知らぬが、鐵夫諸君は高賃金に浮かれ又健康保險の傷病手當を貰ふが故に、假病が多く、怠け者が多い、といふ世評を屢々讀むからであり、又一方「獨逸では、鐵夫と農民を、生産の基本とし、之を一番尊敬することにしてゐる」といふある一節を讀んだからである。

然しより大なる理由は、所謂全體主義の流行と共に労働對策の質的部面がとかく輕視

され、その結果賃金問題の重要性が善意に又は故意に過小評價される事實を知るからに外ならない。例之、產業報國運動が、その當初に於ては、待遇問題を除外して成立し得るやに説かれたことに依つても暸かであると思ふ。

以上の様な理由から私は日本の全國民が、虚心坦懲にそのベストを盡し得る様な經濟機構、特に賃金制度が作られるならばどれ程遙しいことであらうと思ふ。

國家の苦難が即ち國民の苦難である様な延齊機構の下で、全國民が上に陛下を戴き、協力一致して東亞新秩序の建設といふ此の世界史的大事業に邁進出来るならば、若し私がその様な延齊機構の確立に何等かの貢献協力が出来るならば、日本國民として青年として之以上の本願は無からうと思ふ。斯る氣持から日本經濟の再編成、特に賃金制度の再編成を切望し研究することになつた。

題して「賃金理論とその展開」と言ふ。その題名の壯なるにも不拘、その内容のあまりにも未熟なるを感じるや切なるものがある。特にその第二分冊は、謹然たる「感情の書」であることを告白して置く。但し第二分冊以下は及ぶ限り實証的、理論的にらんことを期するであらう。然して之を契機としてより優秀なる人々が、賃金制度の研究により大なる關心を示されるならば、私の喜び之に過ぎるものは無いであらう。

凡て政策は理想と現實を前提とする。それ故に理想と現實の兩者が特定せられて然る後に政策は特定せられ得る。政策としての賃金論も又その例に漏れない。

「賃金理念論とその展開」なる小論に於て、私が特定せる理想は隨時各所に出現するであらうから、茲ではその前提たる現實を特定することにする。

小論の第一分冊に於ては二つの空想的對象を現實なりと前提してゐる。即ち、

その一は労働力の過剰であり、

その二は労働者の知識のレベルが極めて高きことである。

先づ最初に私が何故に労働力の過剰を現實なりと前提したかを説明しやう。

労働力が過剰であつた昭和四、五年頃の事である。私はその時未だ中學生で、労働問題には何等の興味も關心をも持つてゐなかつた。ある日の登校の時ふと電信柱を見ると、「吸血鬼某を華むれ!!」

といふ見出しのビラが貼つてあつた。労働者側が資本家をして「吸血鬼」と呼んでゐ

るのであることは、その時の私にもはつきり分つてゐた。そして子供心にもその言葉便ひの激烈なに内心驚いたものである。

處が時移り世變つて此頃になると、労働力不足に基因する労働者側の行動を、今度は逆に企業家側が「背徳者」とか「此の徒輩」とか呼ぶ様になつた。

此の二つの着るしい對照は私の感情をいたくゆすぶつた。前者は企業家が、後者は労働者が、共に「醜惡なる存在」であり、「罪深き者」「誠多き者」たることを餘りにも明瞭に私の脳裏に印象せしめた。

然し此の印象は、私にある種の喜びと安堵とを與へてくれた。それは兩者が共に「罪深き者」たることを知つた為ではなく、兩者がその本質に於ては全く同一である。即ち「罪深き者」たることに於ては全く同一であることを悟つたがためである。斯く悟つた以上私は資本家が労働者を、労働者が資本家を、本質的に非難すべき何等の根據なきことを承認せざるを得なくなつた。(註一)

兩者は共に人間であり、それ故に又「醜惡なる存在」たる半面を生れ乍らにして持つてゐる。それ故に私の賃金理念論は要求する。即ち、

「労働力の過剰も資本家を、労働力の不足も労働者を、共に醜惡なる存在たらしめ得な

い様な經濟機構の誕生せんことを。

次に小論の空想的對象のその二は、労働者の知識のレベルが極めて高いといふ前提である。

政府も社會問題研究家も、そして又労働組合も從つて労働者自身も、大體に於て生活費賃金原則をその根本的な立場としてゐる。

「資本家は労働者の生活を保障すべし」

「労働者の生活は資本家により保障さるべし」

生活費賃金原則の根本理念は大體右の如く言ひ得るであらう。然しそれは右の如き賃金理念論には少くとも理論としては絶対に反対する。

日本民族の生活が若し他民族に依り保障されるとするならば、それは日本民族にとり何たる大きな侮辱であらうか。日本民族の生成發展が一に彼自身の活動に候つことは理思であり然も現實である。

日本の運命は日本民族自身が開拓する。そして日本の資本家が自らの運命を自ら開拓することは恰も國家と同様である。

然らば労働者の姿は國家の姿と異なるべきであらうか。資本家は親であり労働者は子で

ある。それ故に労働者の生活は資本家に依り保障され、彼の生活、彼の姿は直接には國家の姿と同様ではあり得ない。かう言ふべきであらうか。私は斷然否と言ひ度い。親子關係は之を一言にして表現するならば

「不幸な子ほど可愛い」

と言ひ得やう。

労働者が不幸な程、資本家は労働者がそれ丈可愛くななるとは決して思へない。從つて資本家と労働者とは決して親子ではなく、それは共にノヽ陛下の赤子であるのみである。斯く考へる時、資本家の姿が國家の姿と同一であるならば、労働者の姿も亦國家の姿と同様でなければならない。

國家の姿がそのまゝ資本家及び労働者の姿に反映し得る様な經濟機構を建設すること、これが私の念願である。

支那事變は眞の意味に於ける世界歴史を創造する最初の事件である。これから日本民族はその將來に於て、幾多の世界史的試練に逢着するであらう。その試練は日本民族の比類なき武力と比類なき文化とに依つてのみ突破しうるであらう。支那三千年の歴史は一つの南方文化と北方武力との興亡交錯の歴史と言はれてゐる。若しその言葉にして

其ならば、將來の日本民族は労働者の端に至る迄比類なき日本文化（註ニ）の高き擔ひ手でなければならぬであらう。

至高至純なる日本文化の高き擔ひ手となりたる後に於ても、又如何なる國歩艱難の時に當りても、尚且つ労働者が安んじてそのベストを盡すべき賃金機構は言ふ迄もなく、國家の姿を労働者の上に如實に反映せしめなければならぬであらう。

註一、如何なる境遇に於ける人心が眞實の人心であるかは極めて困難なる問題であらう。

このことは又如何なる作業條件に於ける人の生産力がその人の眞實の生産力であるかといふ問題についても言ひ得るであらう。

後者については第八節「労働者の能力と土地及び技術の解放」に於て述べるであらう。

註ニ、「比類なき日本文化」といふも、それは私の希望であつて、日本文化が現實に比類なきや否やは茲では問題でない。

方 法 論

叩け、然らば開かれん

問へ、然らば答へられん

體験なくして體験者を知り得るは天才であり、詩人である。然し天才を去り、詩人を去ること遠き私には、體験談が絶対に必要である。

後進のため、大方の體験者の心よく門を開き愚問に明答を與へられんことを希望する。

第一篇 賃 金 理 念 論

「働く者は食ふべからず」

此の規範は個人の倫理ではあり得ても、國家の倫理ではあり得ない。

國家の倫理としては、

「働くものは食ふ能はず」

といふ法則でなければならぬ。

従つて國家に於ては「働くこと」と「食ふこと」とは相即不離であり、即ち是食、食即是働くである。

現在の經濟機構に於ては、勞働者に「食」を保障するものは原則として賃金以外にはあり得ない。従つて賃金は即ち勞働者の「食」であり、後者は即ち「勞働」である。「働きに働くこと」のこよなく要請される今日、賃金論の重要性は蓋し言ふまでもなからう。

第一章 分配の根本理念（註一）

「國家の苦樂は即ち國民の苦樂でなければならぬ」

此の自明の理（註二）を經濟機構特に賃金制度に實現し度いと此日頃私は空想に空想を續けた。

その結果此の根本理念を如實に體現する賃金制度は「各人に彼の物を」といふ命題をその根本原則としなければならぬといふ結論に到達した。（註三）

此の根本原則は次の二つの原則に分析し得る。即ち「各人に彼の生産物を」「各人に彼の貢献物を」

前者を第一原則、後者を第二原則と呼ぶことにする。

右の二原則は祖國を前提とする。

大川周明博士の「日本二千六百年史」を讀むて、私は日本精神をふと次の様に表現して見た。即ち

天皇を戴いて

比類なき戰闘心と理性とを以て

國體の尊嚴を主張すること（註三）

元寇の役、日清日露の兩役に、我々の祖先が、國體の尊嚴のために、如何に勇敢に、如何に比類なき戰闘心を以て戰つて呉れたことか。日本國民たる私は亡國の民の悲哀を知り得ない。然し彼等の心情を相當深く共感する丈の人間的教養があると信じてゐる。「國セびて山河在り」の熱淚を、國運隆々たるの日に培り得る詩情を私は持ち度いと頬つてゐる。

此の教養は、それ故に私をして國民に向つては

「國・國たらずとも民・民たれ」と呼ばしむると共に、國政に対するそれはそれが國家の苦樂は即ち國民の苦樂でなければならぬ」といふ根本理念を如實に體現せんことを、何人にもまして、切望せしむるのである。

然らば祖國を前提とする時、右の二原則は如何に解決すべきであらうか。

先づ第一に

右の二原則は祖國を前提とする場合に於て始めてその實現が可能であるといふことである。

個人の實力が弱肉強食的に湧き得る場合に於ては、分配の正義は到底その實現を望み得ない。然しそうら國家主權の擴充と共に、個人の自然的實力は主權に依り保障された社會的實力に變質する。

主權の本體は、如何なる國、如何なる時代に於ても常に必ず全國民の有機的生産的活動（註九）に在る。然しそうら主權の集中的表現は時代に依り必ずしも同一ではない。則之、或る時は國民の世襲的^一一部分に、そして或る時は國民の限定せられた一部分に主權は集中的に表現せられた。（註四）かかる時代に於ては兩端の國民は自己の生産的活動

が國家主權の本體であると自覺し得ない。その結果は主權がそれを集中的に行なうる一部の國民に牛耳られる。而して斯る時代の主權の作用は、常に必ず眞の倫理より相當の距離を有してゐる。（註五）

支那事變は我が祖國が起いた始めての世界史的大行動であると言へやう。世界史が東洋史と西洋史との單なる寄せ集めではなく、眞に兩者の綜合體たり得るのは之からかも知れない。斯る大事業たる東亞新秩序の建設に祖國は今邁進してゐる。而して私にとつて最も興味深い事實は、支那事變の勃發に依つて、始めて我が國の主權が國民全體に集中的に表現せられるやうになつたことである。國家識力戰なる言葉は斯く解してこそ始めて了解しうるであらう。

かくして祖國の主權が、國民全體の上に集中的に表現せられると共に、國民の凡ては「主權の本體が全國民の有機的、生産的活動に存在する」所以を徹底的に悟り得たのである。

此の自覺、此の悟りは主權の作用に大なる變革を齎すであらう。主權の作用はより緊密に倫理と結合するに至るであらう。分配の二元則はこれより初めてその全き作用を獲得し得るに至るであらう。（註六）

第二に右の二元則は祖國を前提とする場合に於てのみその充分なる意義を知りうるであらう。即ち右の原則は吾に私經濟に歸するのみならず公經濟にも、否より多く後者に歸することを知りうるであらうから。(註七)

最後に一言附加すべきは兩原則の關係である。

その關係は至極簡単ではあるか、否その為めに却つて、世人はあまりにもそれに不注意の様に思はれる。

それは次の如くてある。即ち

第二原則により命ぜらるゝ各人の貢物は、第一原則により與へらるゝ各人の生産物より支給される。

註一、茲に分配とは、プラスとマイナスの兩者の分配を意味する。

註二、個人の生成發展が一に國家に依存してゐるといふ現實を前提とし、國家の生成發展はその主権が倫理に合致する時に於てのみ初めて根底あるものとなり得るといふ認識を前提とする。而して倫理とは之を次の如く表現し得ると私は思つてゐる。即ち、

「倫理とは價值の順位に従つて欲望を實現する最も合理的なる道である」と。
苟一言、「恩を受ければ即ち忘れ、讐を受ければ即ち報す」がアイヌ民族、
七の一 大原則であるとも言はれてゐる。

註三、大川博士の著書より直接に感得した日本精神の内容は比類なき戰闘心丈で
あつた。日本歴史を讀んで常に私の感ふことは、此の小さな島國がニ千六
百年の間よくもまあその獨立を維持して来たといふことである。
故々の國難を、特に明治維新の際の國難を幾事に突破し得た理由は種々あ
らうが、その一つは前述の戰闘心(愛國心を前提とするこ勿論なり)と
あるが、他の一つは天佑であると思ふ。然し天佑に因る國難の打開は讀む
者をして、彼がその國家の一員である時は特に、その膽を冷やさざせず
には置かない。こんな氣持から、日本が將來遭遇するであらう或多の國難
を突破する為めには、どうしても比類なき理性を日本民族が併たなくては
ならないと考へた次第である。

註四、「世襲的一部份」は例之、封建時代に於ける武士階級を指す。

限定せられざる一部分とは例之、傭兵とか徵兵、特に戦闘に從事する

被等、を指す。

尚社會成立の當初に於ては、主義はその会員に集中的に表現せられてゐたと言はれる。

註五、此の結論は相當多くの説明を必要とするであらうが、後日に譲ることにする。

註六、「各人に彼の物を」といふ根本原則が私人一又は私法の倫理であることは誰しも承認するであらうと思はれる。然しその根本原則は同時に又國家の、公法の倫理であると私は信じてゐる。

註七、「生産物」と言ひ「貢撫物」と言ふもそれは實に有體物に關するのみではなく、廣く無形の生産的貢献及び貢撫をも含む。

註八、「自明の理」といふも、實は甚だ証明の困難なる命題である。然し誠では而して後者は主として國家的なものである。國家的なものか斯く無形(?)なものであることは特に注意すべきであらう。

註九、茲に「生産的活動」なる文字の示す意義は極めて廣いことを留意され度い。省略させて戴くことにする。

第二章 賃金の額

「賃金の額は、具體化されたる労働力、即ち労働に歸すべき生産物の價額に等しくなければならぬ。」(註一)(註二)

「各人に彼の生産物を」といふ第一原則を労働者の賃金に適用するならば、賃金額は右の如く表現し得るであらう。

然し乍ら斯くの如き賃金理念論を採用するならば、直ちに種々の疑問が浮んで来る。

第一分冊は其等の疑問を唯思ひつくまゝに羅列して見たに過ぎない。

大學を出て約一年二ヶ月、その中の一ヶ月間は大体に於て生活費賃金原則を根本原則とし、その立場より時局下の賃金問題其他を眺めて來た。そしてその間は政府の賃金統制其他の経済政策に對して殆んど何等の疑問を抱かなかつた。處がふとした機会で二ヶ月程前から、上述の如き賃金理念論を採用することになつた。すると今迄何等疑問となかつた種々の事項が急に疑はれ出して來た。

此の「疑ふ心」が私に大きな刺戟を與へてくれた。『疑ふ心』が大いに私の研究心をかきたててくれた。

それでこれに興味を感じて思ひつくまゝに感情的に筆を走らせることにした次第である。

註一、「具體化されたる勞働力」の意味は第八節「勞働者の能力と土地及び技術の解放」に於てや、詳細に論するであらう。

但し極く簡単に言ふならば勞働力とは潛勢（可能性）であり、具體化されたる勞働力とは顯勢である。而して現實の報酬は原則として後者に對應すべきものである。このことは、學校の成績が學力へむしろ頭腦のよしろしを示すものではなく、原則として具體化されたる學力即ち答案を示すものであることを考へれば明瞭であらう。

註二、勞資間には利害の合致する面が在ると共に、他方又利害の相反する面もある。と普通に言はれて居る。而して所謂勞働問題に從事する人々の中には前者を持て力説する人もあり、又後者を持て強調する人もあり、尙兩者を公平に見る人もある。

然し乍ら、若し賃金の額が私見の立場通りに支給されるならば、假令それ

が不可能としてもそれに向つて勞資が努力するならば、勞資間に利害の相反する面が存在し得るとは考へられないと思ふ。従つて私見を前提とする時には、勞資間には唯労働者としての關係が存在し得るのみであらう。

第一節 生産物の價格とその變動

賃金の額を労働に歸すべき生産物の價格に等しくすべしといふ私見に就いて、先づ第一に問題となるのは、生産物の價格とは何かといふことであらう。價格は價格の問題として提起し得るが故に、茲では生産物の價格の意義とその變動について略述するであらう。（註一）

著・日本に於ける單位生産物の適正價格とは、日本民族の生成發展の立場から為される、單位生産物の全經濟財中に於ける重要性の度合（註五）の貨幣的表現と言ひうるであらう。（註ニ）然し現實の價格は常に適正價格に一致しておない。而して前者を後者に一致せしむることは科學の現設階を以てしては殆んど不可能であるから、實踐論としては既に形成された現實の價格を一應適正價格と看做さざるを得ない。

右の如くにして適正價格が一應與へられたと前是するならば、次にはその變動が問題

となる。價格の變動は種々の原因で生起し得るであらうが、その最も重要なものは生産費と需給關係であらう。而して時局下の日本經濟にとつて最も注目すべきものは需給關係の變動による價格の變動であると私は思ふ。なんとなれば需給關係の變動、特に需給の相對的増加又は供給の相對的減少による特殊生産物の價格騰貴は、他の條件にして同一なりとせば、その生産物の生産者に不勞所得を齎らすからである。

かかる不勞所得は國家總力戰下の日本經濟が先づ第一に防止抑壓しなければならないものである。而してその抑壓方法は供給をして需要増加に即應せしむるが、又は需要をして供給減少に即應せしむることに外ならない。より正確に表現するならば供給増加を先行せしめて然る後之を需要するか、又は需要減少を先行せしめて然る後之を供給せしむる以外には、價格騰貴による不勞所得を防止し得ないのであらう。

然し乍ら供給增加の先行は國家權力に依る生産命令、需要減少の先行は同じく國家權力に依る消費規正に依つてのみ可能であらう。

以上の理論を賃金との關係に於て今最も問題とされてゐる九・一八停止令に適用するならばどうなるであらうか。

前述せる私見の立場からは、九・一八停止令は九月十八日現在の物價を一應適正價格

と認め、それ故に又その變動を歴せざるものと解釋せざるを得ない。次つて生産命令と消費規正とが九・一八停止令に即應すべきものと期待せざるを得ない。然るに當時の政府は九・一八停止令を適正價格決定の準備と解し、その結果生産命令と消費規正とに於いては沿んど考慮しなかつたといつてよからう。(註三)

生産物の價格とその變動については以上で打切ることにするが、賃金論の立場の上最も注意すべきは消費規正の重大性の解明であらう。此の點につけては「消費規正と調劑貯蓄」の項で言及するつもりである。(註四)

註一 統制經濟と計画經濟との區別も分らない私にとつては生産物の價格を論ずることは危険至極である。加之私見の説明に際しては生産物の價格は一應之を與へられたるものとして、それに言及しなくとも悪くはなからうと思はれる。然しこれの重要性を考へる時、一應何とか私の意見を書いて思へくなつた次第である。

註二 時局下に於ける適正價格決定の一つの方法としては次の如きものも考へられやう。即ち

先づ第一に日本民族の生成發展に必要なも生産物の質量を決定し、第二にその生産に必要な労働力の量を各生産物毎に決定する。然る時は各生産物の重要性の度合又はその額は所要勞働力の量に比例すると言へやう。而してその比例を價格に表現する際には、例之木の現實の價格を基準として採用すればよからう。然し乍ら斯る方法は究極に於て土地及び技術の問題の解決を前提とするであらう。

同時局下の適正價格は技術利润即ち資本及び労働力の移轉の率から生ずる利潤を極力防止して決定されへきてあらう。

最後に用語に就いて一言するならば、所謂「労働力」とは廣く人間の生産的活動一般を意味するも、賃金を論ずる際の勞働力とは狭く所謂勞働者の勞働力のみを指すことにする。

注三、勿論九月十八日現在の價格は、之を一應適正價格と看做さざるを得ぬとするも、その不均衡のあまりにも甚だしき部分については改訂の必要がある。然しそれは飽くまで第二段の仕事であつて、先づ第一に着手すべきは生産命令と消費規正であると言へやう。

註四

物價を適正に決定するならば賃金そのものは之を統制する必要がないと思はれる。矣外な議論かも知れないが、労働力の代價はそれに依り生産された生産物の價格に依存すべきであつて、逆に生産物の價格が労働力の價格に依存することは考へられない。勿論右の見解については私自身も僕から夜へと疑問が湧き上つて来るが、正確なことは第二分冊以下に譲り度いと思つてゐる。然し、假に若し賃金を生産費構成要素として之を抑制するとするならば、之と同じ實效性 同じ態様を以て抑制すべきが、他に若干存在することは言ふ迄もなからう。

註五

單位生産物の「重要性の度合」は種々の原因に因り變動する。而して計畫経済の目的は價格の變動を可能な限り生産費のみに依存せしむるに在ると思はれる。

第二節 適用上の實際的困難（註）

私見は理念論としては取て反對しないが、それを實際に適用することは不可能ではなからうかといふ疑問である。

之は成程一理ある疑問であつて、労働に歸すべき生産物の識別か如何に困難であるかは多言を要しない。然しこの點は、凡ゆる賃金理念論に程度の差こそあれ共通するもので、例之生活費賃金原則に於て標準生活費の算定が如何に困難であるか、に依つても知られよう。従つて茲では労働に歸すべき生産物の識別の能不能は一に科學の進歩に依存することを確認し、それによつて人間の進歩なくしては眞の幸福は決して存在し得ないといふ自明の理を痛感するに止めて置く。

尚、私見の適用上の實際的困難については賃金制度論として詳細に研究する豫定である。

註・賃金制度論は第三分冊として發表したいと考へてゐる。

第三節 賃金理念論と労働運動

從來からも賃金に對しては種々の立場から種々の要求が提出されてゐるが、其等と私見との關係はどうであらうか。

支配的な賃金理念論の一として生活費賃金原則を擧げ得る。此の原則は、賃金は労働者的生活を保障するに足るものでなければならぬとか、賃金は人たるに値する生活を保

障するものでなければならぬ、と要求する。

生活費賃金原則は右の如き美辭麗句に依つて表現され且つ所謂資本に依る労働の榨取と相俟つて賃金の社會政策的理念として今日最も人口に膚淺してゐるのみならず、我國の賃金統制の趣向も之を裏書きする様に思はれる。(註一)此の立場は又私見を同一賃金原則と同視し、それ故に私見は労働を商品視するものとして非難するであらう。

私見が同一賃金原則と同一なりや否やは自ら分明となるであらうから、茲では生活費賃金原則に対する批判として私見の三つの前提を掲げて置かう。(註二)即ち

第一の前提は

「生きる爲めには働くねばならない。働く結果はその生産物で現状以上の生活が出来る場合もあるうし、又反対に現状維持若はそれ以下の生活しか出来ない場合もあるう」といふ命題であり、

第二の前提は

「賃金の額が労働に歸すべき生産物の價額に等しく支給されるならば、現在に於ても尚且つ労働生産物の價額は労働者の一生の生活費を原則として償ひうるであらう。」といふ命題へ註へざり

「等賃等量の労働力が凡ての企業に於て等額の賃金を獲得し得る様に全労働力が配置され、且つ可能なる限り賃金額の上昇が試みられるならば、現在は勿論遠き将来に至る迄、労働に歸すべき生産物の價額は労働者の一生の生活費を償つて充分に餘りあるものであらう。」

といふ命題である。(註三)

諸・賃金理念論に就いて最も問題となるのは労働運動と賃金理念論との關係であらう。私は凡ゆる労働運動はその綱領中に必ず一定の賃金理念論を掲ぐべきものと信じてゐる。もし茲に何等の賃金理念論なき労働運動ありとするならば、それは國家内に何等の運動方向なき一つの集團的威力を形成することに外ならない。而して斯る集團的威力の存在又は形成は國家總力戰の今日に於ては理論的に否定せらるべきであらう。

では次に生活費賃金原則を採用する労働運動ありとせば、その存在は果して肯定せらるべきであらうか。

此の間に答へることは至極困難であつて、私も今の所では充分なる自信を持つてゐない。然し茲で労働運動に対する私の思想を一應羅列するのも無意義ではなからと思ふ。

猪、労働運動を論するに當つて先づ第一に取上げるべきはその思想、そのへ土壤であらうと思ふ。

労働運動に從事する人々の言動、特にその過云に於ける言動を見聞して私に感ずることは、彼等には何となく「人間性」(註四)に對する居りが缺けてゐる様に思はれることである。

その結果彼等は

「如何なる境遇に於ける人心が眞實の人心であるか」(參論注一)を内省せず、人にはついてのやゝ哀調を帶びた遠き道る様な認識を持ち得ないと思はれる。

具體的に表現するならば、労働力過剰の時に於ける資本家の心へ(註五)を資本家の眞實不變の心と解釋し、それ故に例之「吸血鬼」といふ言葉を以て彼等は資本家を呼んだのである。處か地方労働者については同じく労働力過剰の時に於ける労働者の心に異ぐたる心を彼の眞實不變の心と看做したのである。然し乍ら私としては「労働力過剰」の時に於ける兩者の心は夫々その一面を示すに過ぎないものと考へてゐる。だから兩者の眞實の心を備得する爲めには、「労働力不足」の時に於ける兩者の心をも研究しなければならないといふことになる。では労働力不足の場合にはどう變化するであらうか。

大世把に言ふならば、労働力不足に基因する労働者の最近の活動は、資本家をして例之「背徳者」とか「此の徒輩」とか言ふ言葉を以て労働者を叶はしめてゐる様である。

以上の過程より結論を急ぐならば次の如く言へやう。
即ち、労働運動家は労働力過剰の時に於ける兩者の心を夫々の眞實不變にと群され故に資本家を「醜惡なる存在」「罪深き者」と呼び、労働者を「癡窮如たる愛すべき存在」と呼ぶ。その結果は彼等は兩者を本質的に相反撥絶闘争すべく存立と考へる。そして後者の團結に依る前者の壓服を任務とするに至らう。

然しそら、労働力不足の時に於ける兩者の心をも併せ考へる時、私は兩者の心に本質的な差を認め得ず。共に「罪深き存在」したることを心痛めつゝも悟り、それ故に兩者の互長協調を願ひ、その為めの準備を析つてゐる（ハ註九）而してその準備の第一着手を賃金理念論に私は求めてゐる。

要之、労働運動が國家主義の名の下に否定せられる場合ありとすれば、それはそれに從事するものが國家的に本質的に心の構造を是にする二つの集團を前提としてゐるからであらう。

労働運動に対する第二の批判は、それに從事する人々の生産力に対する見解に關する。

るものである。

「如何なる境遇に於ける入心^{いりごころ}が眞實の入心^{いりごころ}であるか」といふ問ひは、自ら又「如何なる作業條件に於ける人の生産力がその人の眞實の生産力であるか」といふ問ひを提供する。而して前者を問題とせざる労働運動は當然に又後者を、少く其正當には、問題としないであらう。

労働力の生産性に就いての深き内省を缺くが故に、労働運動家の第一の要求は「食」であり賃金へ注大^{こだ}ではあり得ても生産性ではあり得ない。その結果は生産性の如何に不拘、又國家の政治經濟情勢の如何に不拘、兎に角労働者の生活又は保障すべしと要求する、少くとも第三者にはさう感じられる。此の點は労働運動と生活費、賃金原則との相即不離の關係の生みの親でもあらう。かくして労働力の生産性に對して深き内省を有せざる労働運動は一にもニにも生活保障を要求する。それだけならまだよ^ハが技能に應ずる増額をも同時に附加する。賃金について此の二つの要求を此すことは若^ハ私にはどうしても身勝手であり、非論理的なやうに思はれる。

賃金理念論につれての此の二元性、妥協性は労働運動をして國家經濟全體に對する正しき發展傾向を閑却又は輕視せしめずには置かない。即ち、大抵の労働運動家は私見の

第一、第二、及び第三前提を明確には表現せず、従つて又労働力の維持培養と土地及び技術の開放に対する理論的基礎附けを試み、それに依り労働者の生活を向上せしめやうとは試みなへのである。尚又社會保險の生産性を正當には評價し得ないであらう。

生活費賃金原則は先づ第一に生活の安定を要求する。然しつら「賃金の額を労働に歸すべき生産物の價額に等しくすべし」との私見は、先づ第一には勞働生産物の價額を問題とし、その上昇の為ために新しき經濟機構の誕生せんことを問題とする。私見にとつては、労働者の生活保障は資本家に要求すべきではなく、自らの生産性に依り獲得すべきものである。

次に生産性を第一に問題とする私見は、「働きに働く」時局下の労働者の賃金が上昇に上昇することを、何等の矛盾をも感ぜず、認めその抑壓を考へない。

生活費賃金原則は一應戰前の生活状態を適正と認め、それ故に戰後の生活状態を論ずるには賃金指數と物價指數との兩者より實質賃金指數を出し、それを事變前のそれと比較するに過ぎない。前者か後者と等しいか又は十若は二十パーセント位の低下ならばそれで我慢するといふことにならう。處が私見の立場からするならば、事變後の労働者は働きに勤いでゐるのだから、事變後の實質賃金指數が事變前より低下するといふのが不

思議であるとのふことになる。國家の姿が働きに勤いでゐるのだから、その反映たる労働者の姿も亦働きに勤いでゐるのは當然であつて、我國の總生産額の上昇は國家の姿を、賃金額（理論的には實質賃金指數たるべきである）の上昇は労働者の姿を夫々示してゐる譯である。處が注意すべきことは國家の總生産額が假令上昇しても、その中にむちる生活必需品年の産額の割合は大いに下落してゐるといふことである。此の國家の姿が労働者に反映するならば、賃金額の上昇にも不拘、その中に占める生活必需品の額の割合が大いに低下してゐるといふことになる。（註七八）

以上の過程より結論を急ぐならば、事變後の實質賃金指數は事變前よりも相対上昇すべきはあるが、（註十九）その中で生活必需品の購入に振當てらるべき割合は下落せざるを得ず、その結果は賃金に対する強制貯蓄と消費規正これが要本されるに至るといふことにならう。處が生活費賃金原則の立場からは、賃金は凡て生活必需品の購入にむけらるべく、その部分の低下は實質賃金指數の低下に依り示されると解するであらう。要之、生活費賃金原則と結合せる労働運動は、労働者の姿を國家の姿に正當に合致せしむることを忘却するであらうから、此の點にも大なる缺陷を有するであらう。

尚、生活費賃金原則は之を理論的に見るならば、労働生産物の價額が丁度生活費に等

しき場合にのみ妥當すると言ひ得やう。

最後に賃金理念論に對する労働者の要求の一端を述べよう。

先日私が府下の某采掘工場を訪れてその賃金制度を尋ねた際に朴りの某氏は「現在は全部日給制です。二、三年前迄は一部請負制でありましたが、全部廢止しました。その理由は請負制だと仕事の繁閑に依り收入が不定になり、且つ日給制の様に毎年確實に昇給するといふことがないのです。労働者諸君も喜ばないからです。」と言はれた。

此の言葉は賃金に対する労働者の要求を端的に表現して眞に道理ある要望ではあるが、私見は此等の希望は他の方針即ち社會保険を充足すべきものと考へてゐる。

註一、國家の姿、國家の苦樂を労働者の姿に如實に反映せしめんとする賃金理念論の立場からは、生活費賃金原則を人道的なりとは決して考へない。従つて生活費賃金原則の説明に用いられる人道的表現を私は單なる美辭麗句なりと言ひ度い。

註二、賃金額の變動を勞働力に對する需給關係より説明せんとする時には、何人も常に勞働力の供給と勞働力の需要の兩者より或發するであらう。同一賃

金原則もその一つであると思ふ。然しそれはそれに反對して見た。此の職については第十二節「勞働力の需給と賃金額」に就いて述べるであらう。

註三、十等賃率量の勞働力が凡ての企業に於て算額の賃金を獲得し得る「様な狀態を實現する爲めには種々の方法が在らう。」一國の状態の如何に依り、それは或いは自由放任或いは勞務動員等の諸形式で採用されるであらう。然し何れの場合に於ても賃金の額が私見に從つて決定されることを前提とする。

次に「賃金額の上昇」であるが此の目的は二つの方法に依り實現さるべきであらう。第一は土地及び技術の解放であり、第二は勞働力の維持培養である。前者は第八節「勞働者の能力と土地及び技術の解放」に於て、後者は第十一節「勞働力の培養と勞働時間」に於て取扱ふであらう。

註四、「人間社」といふ言葉を私は「人間では如何とも爲し難き人の心の構造」と解してゐる。而して此の人間性は深き體験と高き詩情なくしては到底會得し得ないものと私は考へてゐる。

註五、故に「心」といふは夫々の環境に於ける具體的な諸行為より歸納した心情

を言ふ。

註六、労働法の起源が若し奴隸に対する所有権法であるとするならば、賃金を考
る第一に問題とする段階は労働者の知識の向上を示す一つの象徴と言ふこ
とが出来やう。

註七、國家の姿を労働者の姿に反映せしめんとする私見は、労働者の生活状態を
實質賃金指数のみに依り判断せず、國家経済の内容的變化をも考察の対象
とすることに依り論ぜんとする。

註八、此の第二前提は、日本經濟を全體として觀察する場合には、充分妥當する
であらうが、若しその一部、例之中小商業部面、力みを取り上げるなら
ば、その妥當性は否定されねばならぬ様である。

尚、理想論としては、第二、及び第三前提の妥當性は世界經濟全體を前提
として觀察さるべきであらう。

註九、賃資の互議協調の手は先づ資本家の方から差し出さるべきものではあるが、
労働運動の首領者は、労働者自體よりは遙かに秀れたる指導者として、資
本家と同列に論ぜらるべきであらう。

註十、實質賃金指数は、労働者の生産的活動の状態を反映すべきものであつて、
その對價たる賃金額の處分を労働者の自由裁量に委すべきや否やを示すも
のではなく。後者は生産的活動の具體的内容より判断すべきであり、而し
て生産活動の内容が事變前と事變後では大いに異なることは言ふ迄もなか
らう。

第四節 消費規正と強制貯蓄

インフレーションの防止が時局下日本經濟の最も緊迫した問題であると言はれてゐる。
賃金の立場からインフレーションを問題とする時には、それは實質賃金指数の低下耶ち
労働者の生活状態の低下として提起されてゐる。

既述の如く生活費賃金原則の立場からは、唯實質賃金指数の低下のみが直ちに問題と
され、その低下率は漠然と感情的追究され、その本質に至つては殆んど省みられな
と言つてよからう。

然し賃金の額を労働に歸すべき生産物の償額に等しくすべしといふ私見は、戰時下の
労働者状態について次の二つの疑問を當然に提起せざるを得ない。即ち、

その一つは、事變後の労働者の生活が壓迫されたると云ふこと自體が直ちに問題とされ騒かれることが、私には不思議でならない。といふのは日本が有史以來の大消耗戦を行つてゐる以上、又國家の苦難は即ち國民の苦難である以上、國民生活が壓迫されるのは一應は當然と考へらるべきで、生活の壓迫それ自體が直ちに問題として取り上げられるることは、それ自體が問題であらう。従つて最近ほつゝ發生しつゝあるやに聞かれりする限りに於て、又かかる争議が労働組合に依り支援される可能性の存する限りに於て、政府當局より時局の認識不足として抑壓されても攻し方あるまい。へ註一更に過下率の程度を争議原因とする場合に於ても、實質賃金指数のみからはその妥當なる程度を確足し得ないであらう。

疑問の二は、事變以來實收賃金の指數が相當顯著に上昇してゐるにも拘らず、労働者の生活難が叫ばれてゐるのを私には不思議である。なんとなれば實收賃金指數の上昇は労働者諸君が事變以來はそれ以降に比し長時間働いてゐることを示してゐる。従つて賃金小若し私見の通りに支給されるならば事變後の労働者生活は事變前よりも餘裕がなければならぬからである。

ばならぬからである。

者、右の二つの疑問は、互に相矛盾して調和し難い様に思はれる。即ち一方は労働者の生活難を實感なりと論じ、他方は労働者の生活向上を結論するものだからである。然しこの二つの矛盾は、國民たる労働者の苦難はそのまゝ國家の苦難を體現しなければならぬとする私見の立場より、容易に解決されると思ふ。

今之我國の姿は働きに働き、もゝ現在の生活を極度に切りつめつゝ東亜新秩序建設を未來に夢みてゐると言ひうるであらう。それ故に労働者の姿も亦國家の姿を如實に反映しなければならないから、時局下の労働者は働きに働き、もゝ現在の生活を極度に切りつめつゝ東亜新秩序建設に貢献してゐると言ふ外なからう。第一の疑問は、労働者の現在の姿を問ひ、第二のそれは労働者の未來の姿を問ふものである。

斯くて國家の姿と勞働のものは一體たるべきではあるか、それは無為にして實現せらるるものではない。而して兩者を一體たらしむる政策は強制貯蓄と消費規正を除いては外に無いと私は信じてゐる。

以下結論を急ぐならば、戰時賃金は凡てその中に軍需品の購入にあてらるべき部分を含むてゐる。處が軍需品は何人もそゝ購入を致せず、又國法上その購入は許されざる

ものである。従つて賃金の半の部分又は各自が貯蓄すべきであるか、之を労働者の自由意志に放任するならば、生活必需品の購入に振り向けられる。その結果は供給制限を強行せられてゐる生活必需品に、必要以上の購買力が支出され、生活必需品の價格暴騰と開相場を實現する文である。而して他の條件にして一定ならば、需要増加に因る價格上昇は、不勞所得を惹起するだけである。之は結局労働者の無智に因り軍需品の購入にあてらるるべき賃金部分が、價格騰貴を通じて、商品生産者及び販賣者に吸収されることを意味する。かかる現象に對して國家のとるべき道は唯一である。即ち生活必需品に關しては需要の減少をして供給の相對的減少に先行せしむることに外ならない。換言すれば軍需品の購入にあてらるべき賃金部分を、政府か労働者のために天引き貯蓄を行ひ、同時に生活必需品の消費規正を行ふことである。(註ニ)

右の如くにして行はれたる天引き貯蓄は、他日軍需品たる大砲、彈薬、食糧等か大陸の戰場に於て煙となり、その後に善隣友好、共同防共、經濟提携の東亞新秩序建設となつて結實し開花したる際に於ける労働者の經濟的貢献を兼徹するものとならう。

註一、開相場や品質低下等を考慮するならば現在の物價が想像以上に昂騰してゐ

ると言はれてゐるから、生活難それ自體を直ちに労働爭議の原因とすることは實感的には正しへどあらう。

註二、賃金にして若し適當に天引き貯蓄されるならば、少くも労働者自身に就いては消費規正を行ふ必要はないであらう。消費規正は、天引きされても尚且つ戰時工同様の購買力の餘裕を有する人々に對してのみ施行さるべきであらう。なんとなれば若し彼等を放任するならば開相場が現れするであらうから。

然し消費規正の實行は部分的よりは全般的に行ふ方が却つて容易かも知れなへから、労働者の消費をも同時に規正すべきであらう。

尚、生活必需品の中でも米等は事變後と雖も軍費前に少くとも等量に支給さるべき性質の物と思はれる。我國に於ける米穀問題の重要性は一つは茲に在らう。勿論米の貿易も問題ではあるが。

第五節 手當の問題

賃金の額を労働に歸すべき生産物の價格に等しくすべしといふ意見の立場からは、所

謂手當の本質が時に問題となる。なんとなれば所謂手當といふものは、之を一見するならば、労働に歸すべき生産物の價額以上に貨幣が支給され、又は何等の労働生産物なきに貨幣が支給されるからである。従つて若し賃金を私見の通りに支給されるとすれば、所謂手當の支給は一應之を否定すべきものと考へられる。

所が時局下の日本經濟は手當の支給を不可避ならしめてゐるので、現實の諸手當の内容、本質を確かにし、且つ當局としての諸手當の本質をも併せて考究することが私見の任務となる。

而して私見の立場から諸手當を分析する時には、先づ

第一に手當の財源が問題となり、それに從つて

第二には手當が資金なりや否やか問題となる。更に

第三には手當の支給主體が問題となり、最後に

第四には手當の支給に關する執行機關が問題となる。

私が以上の諸問題を敢て提起する所以は、手當の本質を明瞭にすることに依り、第一には手當に關して將來起るべき經濟的思潮的問題の解決に資し、第二には企業と國家との相互關係の具體的把握に貢献せんと欲するからである。

現在の所では時局經濟の特殊事情特に労働力の不足に因り、手當に就いてはあまり深刻なる問題が發生してはゐないが、それにもかゝらず既にその萌芽は種々の形で生起してゐる。私は労働政策の擔當者や研究家が、労働力不足といふ彼等にとつては勞資問題の解決に恵まれた條件に甘やかされて、労働政策の正しき發展對策を現在に於て思はねいやうに迫切望してゐる。

者、手當が労働に歸すべき生産物の價額以上の支給と見られる場合は早出・残業・時間外呼出し等の歩増手當・夜業手當等である。

次に手當が何等の労働生産物なきに支給せらるゝ如き場合は休業手當、皆勤及び精勤手當・通勤手當(註一)・食費の補給、寄宿舎の補助、應召手當、家族手當、有功賞・米代補助等の諸手當である。

後者の中で現在最も重要視されてゐるのは家族手當と應召手當であるが、之等については別に詳論する積りである。

又皆勤及び精勤手當、有功賞等の手當は、企業團體が一つの複雑な社債であることを表現するもので、此等の詳細なる研究は企業團體の多面性、その非經濟的な諸性格を示すであらう。

最後に一言附加すべきは私見の立場よりする手當の研究は、第一原則と第二原則との深き相關々係を眞體的に把握せしむるであらう。

註一、通勤手當は直接には労働者の運賃であるが、此の問題の詳細なる研究は、同時に生産物の運賃の本質如何、といふ問題を提供し、それは又工農立地問題に迄導くであらう。

第六節 社會保險

賃金が私見の通りに支給されるとすれば、何等の労働生産物なき場合に於ける労働者の生活を如何にすべきや、といふ問題が發生する。

労働生産物のなき場合は、その本質上二つに大別し得る。一つは、労働能力あり且つ労働の意思を有するにも拘何等の勞働生産物のなき場合である。之は更に二つに細分しうる。即ち一つは私的な場合で失業、休業、無職等がそれであり、二は公的な場合で應召等がそれである。

大別のその二は労働能力なく從つて何等の勞働生産物なき場合である。傷害、不具、

廢疾、老年等の場合が之である。

諸君、右の如く何等の勞働生産物なき場合に於ける労働者の生活を保証すべき經濟機構を、私は社會保險と呼ぶことにしてゐる。

而して私は社會保險には二つの前提が不可缺であると思つてゐる。即ち

第一の前提は、「賃金の額が労働に歸すべき生産物の價額に等しく支給されるならば、現在に於ても前記の勞働生産物の價額は労働者の一生の生活費を原則として償ひうるであらう」といふ私見の第二前提の成立である。

然し乍ら若し此の第二前提が成立し得ないとするならば、それは私見の第三前提の成立を要求する象徴である。

因に第三前提とは、「等賃等量の労働力が、凡ての企業に於て等額の賃金を獲得しうる様に全労働力が配置され、且つ可能な限り賃金額の上昇が試みられるならば、現在は勿論遠き将来に至る迄勞働に歸すべき生産物の價額は、労働者の一生の生活費を償つて充分に餘りあるものであらう。」といふ命題である。

第二前提の妥當性が、時の経過に従ひ否走せらるべき時代に於ても、尚且つ社會保險を存續せしむるとせば、その社會保險は第三前提の實況を強制するに至るであらう。私

はかかる過程を労働政策の進歩の象徴として喜ぶものである。

それは更に第三前提の妥當性すらも否定せらるべき場合ありとせば、それは果して何を意味するであらうか。私見に依ればそれは一國の人口政策特にその量的方面についての反対を促す象徴である。(註)

次に社會保險の第二の前提是「各人に彼の貢撲物を」といふ第二原則の發生根據たる祖國愛の肯定がそれである。而して此の第二の前提是人口政策の質的方面と密接な關係を有してゐる。人口制限を行はなくとも國力を最大限に維持しうる期間内は勿論、然りこの場合に於ても、生れ來し同胞は凡て之を完全に育成しなければならぬ。前者の場合に於てはその育成はそのまま國力の充實であり、全國民の質的向上と量的増加とが共に要求され、その為めの經濟機構の誕生が要望されやう。

註：一定の國土を前提とするならば、その國力を最大限に維持する政策は必ずその中に人口制限を含むに至る可能性を有するであらう。勿論人口制限を必要とする時期は、科學の進歩如何に依り、或ひは早く或ひは遅く到来するであらう。

第七章 賃金統制の目的

事實以來賃金に關しても、若干の重要な統制法令が施行されることになつた。關西

産婦青沼氏に依れば此等の諸法令の目的は大體三つに要約される。即ち、

一つは労働者の生活保障といふ見地から賃金の低さを抑へんとする場合、

二は物價の見地から生産費構成要素としての賃金を抑へ、且つ購買力としての賃金の回収を目的とする場合、

三は労働力貯分の見地から為される場合である。

私は此等にも一つの目的を追加し度いと思ふ。

それは労働の生産性を高めることである。勿論此の目的は第一及び第三の目的と密接な關聯を有してゐるのであるが、生産力擴充の喫緊性の極めて大なる時局下の日本經濟に於ては、之を賃金統制の一つの獨立の目的とするとは重複ではなからうと思ふ。若し賃金統制の不完全さがあるので程度以上に達するならば、労働者自身に依る生産性の切下げ、思想惡化其他の弊害が生ずるであらうから、賃金統制は労働の生産性の向上をも目的としなければならぬことは明かであらう。之を賃金統制の第四目的と呼んで置く。

然らば私見と此等の四つの目的との關係はどうであらうか。先づ第一目的と私見との

賃金統制の第一目的たる労働者の生活保障については、賃金が若し私見の通りに支給されるならば、労働者の生活は少く共現在では必ず保護されると言ひうるであらう。若し等質等量の労働者が、凡ての企業に於て等額の賃金を獲得しうる様に全労働力が配置され、且つ可能な限り賃金額の向上が試みられるならば、労働者の生活は充分保障されるであらう。

次に第二目的と私見との關係であるが、此の點に就いては私は一つの大きな疑問を懷いてゐる。経済學についての知識に乏しい私には、此の問題を取扱ふ資格がないのではあるが、大方の御教示を仰ぐつもりで以下に私の考へを述べてみやう。

賃金の額を労働に歸すべき生産物の價格に等しくすべしといふ私見の立場からは、賃金の額の統制は結局に於て生産物の價格の統制とのふことにならざるを得ない。若し生産物の價格にして適正に統制されてゐるとするならば、それから算定された賃金の額は自ら適正に統制されるであらう。従つて私見は賃金を生産費構成要素なりとして之を抑制し、それに依り生産物價格の抑制を企圖することは本末顛倒なりと考へてゐる。換言すれば労働の報酬は、當該労働生産物の全經濟財中に於ける重要性の度合に依り自ら決

定されるものである、と私見は前提してゐるのである。而して生産物の適正價格の方法に就いては、第一節に於て既に述べたつもりである。

要之、物價の見地からする賃金の抑制は、少く共現在の所では私見の承認し得ざる所である。然しそう購買力としての賃金の回収の必要性と、それに即應すべき消費規正については、第四節「消費規正と強制貯蓄」に於て説明した通りである。

次に第三の労働分配の見地から為される賃金統制と私見との關係であるが、之は具體的に言ふならば、從業者雇入制限令の實效性と妥當性は、賃金の平均化を前提とするといふことに外ならない。然し此の點は生産物の價格が適正に決定せられ、且つ賃金が私見の通りに支給されるならば、賃金の公平化平均化は自動的に實現せられ、敢て強制的規律を必要としないであらう。なんとなれば労働者は高き賃金を求めて自然に移動するものであるが、此の移動は生産物の適正價格と私見を前提とする限り、そのまゝ肯定せらるべきものだからである。(註一)

最後に、第四目的たる労働の生産性の向上であるが、之は賃金が若し私見の通りに支給され、且つ等質等量の労働力が凡ての企業に於て等額の賃金を獲得しうる様に労働力の配置をするならば、自らそして最も合理的に實現せられるであらう。

註一、賃金を私見の立場通りに支給するならば、遂に労働者を一企業に拘束するも可なりといふ結論が生じ得る。専門所が客観的に判定し得ざる場合に於ては、そして若し賃金額が労働生産物の價額に等しく支給されるとすれば、何人も一企業への拘束に反対すべきぞなれと言へやう。

現在の處では私は、労働者の移動制限は之を是認すべきであるか、賃金そのものの抑制には反対である。前者の理由が未だはつきりと分らぬのを私は遺憾に思つてゐる。

第八節 勞働者の能力と土地及び技術の解放

一見すれば私見は賃金額をして労働者の能力に等しからしめんとする様ではあるが、私見の直接的目的は、賃金の額をして労働生産物即ち具體化されたる労働力の價格に等しからしめんとするのみで、賃金額と労働者の能力との關係については直接には何ら言及しておない。

然し私見は先づ第一は、労働者がその労働力を具體化する機會を発見し得ざる場合の存することを認識する。此の點については第六節の社會保險か問題とするであらう。

次に私見はその中で労働力が具體化される自然的人為的條件の不平均に基き、等質等量の労働力に歸すべき生産物の質量に差異を生じ（註）その結果その間に賃金の高低の存するに至ることを看過するものではない。

・否むしろ如何なる賃金論よりも私見はかかる現象の存在を純粹に且つ痛切に發見しそれ故にかかる現象の克服を何ものよりも切望する。

賃金の立場より端的に表現するならば、經濟統制の最大眼目は、等質等量の労働力が凡ての企業に於て等額の賃金を獲得し得る様に全労働力が配置され、且つ可能な限り賃金額が高められることであると言へやう。それ故に私見は、等質等量の労働力が同一のそして可能な限り高き賃金額を獲得し得る様に努力することを經濟統制に要求するものである。

而して等質等量の労働力の賃金を等額ならしむる目的は、國家權力による勞務員又は自由放任に依り達成せらるべあらうが、賃金額を可能な限り高める目的は労働力の質的向上と作業條件の改善向上とに依り實現せらるべきであらう。労働力の質的向上は第十一節「労働力の培養と労働時間」に於て、作業條件の改善向上は第九節「農業労働力と土地の耕放」及び第十節「中小工業労働力と技術の解放」に於て夫々述べるであ

らう。

五

借、次節以下に於て「土地及び技術の開放」を論ずる豫定であるが、それに先立ち一言問題の意味を茲で明瞭にしやうと思ふ。

同一人の心もその時々の環境に應じて種々に變化せざるを得ない如く、同一人の生産力も亦作業條件の不平均に應じて高低を生ずるに至る。前者に就いては如何なる環境に於ける心がその人の眞實の心なりやといふ疑問が生じ、後者に就いては如何なる作業條件に於ける時の生産力がその人の眞實の生産力なりやといふ疑問を生ずる。斯る疑問に対するは、最悪の環境又は最悪の作業條件に於ける心と生産力がその人の眞實の心とアリ、生産力であると答へることが一番無難であらうと思はれる。生産力に就いて言へば、最低の作業條件に於ける生産力が、少く其現在の賃金制度又は小作制度の下では規則として、その人の眞實の生産力と認められ、それに従つて賃金額が決定される。その結果より高き作業條件の中で同一の生産力が具體化されたる場合に於ても、その賃金額は最低の作業條件に於ける賃金額に準じて決定されるのが普通である。斯くて同一の生産力も高き作業條件の下に於ては、低き作業條件に於けるよりも、より多くの產額を擧げうるにも不拘、その差額は原則として企業者利得となる。

右の事は土地生産力の不平均に基く差額利益に就ても同様である。

然るに賃金額及び農民の收入を上昇せしめんとするならば、作業條件の不平均に基く差額利益の處分、その歸屬を如何にすべきやといふ問題に到達せざるを得なくなる。差額利益を個人に歸屬せしむべきや、全体に歸屬せしむべきやが、「土地及び技術の開放」の問題の核心である。

註

「作業條件の不平均に基く等質等量の労働力に歸すべき生産物の質量に差異を生じし人々と言ふも、此の表現は極めて非論理的である。然し此の點に就いては以下の行論に於て自ら明瞭にならうと思ふ。

第九節 農業勞働力と土地の開放

訪讀女工の賃金が過額であるとの非難に對しては、工場での生活水準は農村に於けるよりも相當高いといふ解答が、工場側より與へられたるやに私は聞いてゐる。

此の言葉の眞偽は別として、毫に角農村の生活程度が相當に低いことは明瞭であらう。その原因は種々あらうが先づ第一には農民の收入が少いといふことであらう。

農民の低收入は賃金に關する私見の立場からは、農業労働力に歸すべき生産物の價額が低いといふことに外ならない。

此の事は二つの問題を提起する。
一つは農業生産物の價格が、工業生産物の價格よりも相對的に低いのではからうかといふ問題であり、

二は、農業労働力に歸すべき生産物が何等かの項目に依り減殺されではぬいかといふ問題である。

域では農村内部文の問題である後者を取り上ける。(註一)

既に屢々述べた如く、經濟統制の目的は、等質等量の労働力が凡ての企業に於て等額の賃金を獲得しうる様に全労働力を配置し、且つ可能なる限りその賃金額を高めることである。然し労働力はそれが具體化される自然的入為的條件の不平均に従ひ、労働に歸すべき生産物の價額に差異を生ずる。へ註ニ、それ故に統制の目的は自然的入為的條件を平均化し、且つそれを向上せしむることにより、等質等量の労働力の賃金を平均化し向上せしむることでなければならぬ。

經濟統制より見たる中小工業問題は主として入為的條件に關係し、農業問題は自然的

條件及び入為的條件の兩者に關係する。入為的條件より見たる農業問題は、農業の複雑化の問題であるが、茲では省略することにする。

備、自然的條件即ち土地の生産力が不平均であることはいふまでもないが、統制の目的は之を平均化し高めることがある。處が自然的條件は入為的條件とは異なり、此の平均化を徹底化することは不可能である。従つて此の平均化し得ざる土地生産力は、具體化されたる等質等量の農業労働力に不平均を生ぜしめる。その結果農業労働力に歸すべき生産物の質量は、大体に於て最低のものに決定され、不平均に因る差額は地代となつて地主の收入となる。

然しそは地代收入 土地生産力の不平均に基因する差額利益の地主歸屬に對しては相當疑問を持つてゐる。それは少くとも次のことが言へると思ふ。即ち自然的條件の不公平に基く收入と、入為的條件の不公平に基く收入とは、之を同一に論ずべきてないとふ難である。なんとなれば後者が、その不平均の生みの醜又はその譲受人に歸屬することは、一應之を無條件に肯定し得ても、前者についてはその不平均の生みの醜は神ではあつても決して入ではなからである。

從つて問題は、神に歸すべき自然的條件の不公平に基く差額利益を、何人に歸屬せし

むべきものいふことにならう。而して此の問題の解答を私は土地の解放と呼んでゐるが
要するに私は地代の本質論に關する意見を渴望しておるものである。私自身は地代の研
究に當つては二つの事項に細心の注意を拂ひ度いと考へてゐる。即ち一つは地代と主權
との關係であり、二は地代と利潤との餘利價值の三者の關係である。

註一、農業生産物の價格の問題を對外問題と解する所以は、その價格の決定方法
如何が他の生産部門に從事する人々の生活にも直接に關係を有するからであ
る。例之、農業生産物の價格が絕對的又は相對的に高々決定されるならば、
他に生産部門に從事する人々の生活はそれ文屬風にならざるを得ない。
そしてこの事は遂に農民全體の生活の絶對的又は相對的向上を意味するであ
らう。否理論的にはさうならざるを得ない筈である。處が現實は、農產
物特に米の價格の引上げが農民全體の生活向上を意味し得ずには、遂にその
極く限られた一部のみの生活向上を齎すに過ぎないといふことを、承し
てゐる様である。

然しだら、賃金の額を労働に歸すべき生産物の價格に等しくすべしとい
てゐる様である。

ふ私見の立場からは、農産物の價格の上昇は農業労働力の所得額の上昇を
簡らさなければならぬ筈である。従つて私見は斯る結論を現實たらしめ得
る様な經濟機構の誕生を切望し、それ故に本節では此の部分又を取り上げ
る次第である。

註二、「作業條件の不平均に従ひ、労働に歸すべき生産物の價格の差異を生ずる」
といふも、之はちまりにち非論理的である。なんとなれば作業條件の不平
均に基く差額利益は原則として凡て企業家利得となり、労働に歸すべき生
産物の價格は原則として最低の作業條件に於けるものに依り決定されるこ
いふことは前述の通りである。従つて私見としては、高き作業條件に於け
る労働力が、低き作業條件に於ける労働力よりも、機械的により高き賃金
額を獲得しうる様な對策を先づ第一に望み、次に作業條件の不平均を除去
する對策を望むものである。

而して作業條件の不平均が、土地生産力の如く全然自然なる場合と、機
械設備の如く全然人為的な場合とは、之を吸収しなければならぬと私は
考へてゐる。

尚、作業條件の不平均の問題は究極に於て人と物との關係の本質的究明を要求するものである。

第十節 中小工業勞働力と技術の解放

經濟統制の目的は、賃金に關する私見の立場よりすれば、具體化されたる等賃等量の勞働力を凡ての企業に於て等額ならしめ、且つ可能なる限りその額を高めることである。

此の點より中小工業問題を論ずるならば、次の三點が問題とならう。
第一點は、中小工業の作業條件の向上に基く増加生産額を如何に處分すべきかといふ問題である。
第二點は、作業條件の向上に基く増加生産額を如何に處分すべきかといふ問題である。
第三點は、右の二點の解決にも不拘、尚中小工業勞働力の賃金額がその生活費を償ひ得ざる場合の問題である。

昔、第一點と第二點とは合して「技術の開放」といふ命題を形成し、第三點は所謂轉業問題である。

先づ第一點より述べよう。第一點は通常「技術の公開」と呼ばれるものである。而して、技術の公開とは、技術的貢献を私益たらしめず公益たらしめることに依つてのみ、可

能であり、之は現行の特許権法等の根本的改正を要求するであらう。

然しだら、如何に技術を公開しても、中小工業に於てその技術を採用する経済的能力がなればならぬ。實際問題としては中小工業勞働力は大工業勞働力と等額の賃金を獲得し得ないのであらう。

そこで中小工業として最新最高の技術の採用を可能ならしむる爲めには、中小工業に對して如何なる組織形態を與ふべきやといふ問題が發生する。然し此の點は省略することにする。

次に第二點は作業條件の向上に基く増加生産額（註）を如何に處分すべきやといふ問題であるが、此の増加生産額即ち作業條件の不平均に因る差額利益は、現在のまゝの經濟機構に於ては、その不平均の生みの親たる技術家又はその承繼入たる企業家の所得となつてゐる。従つて中小工業勞働力の賃金は、作業條件の向上にも不拘、殆んど上昇しないと言へやう。

然しだら、作業條件の不平均に因る差額利益の全部を技術家又はその承繼人たる企業に歸屬せしむることの妥當性を私は大いに疑ふものである。以下簡単にその理由を述べよう。

「科學に國境なし、されど科學者には祖國がある」と誰かと言つたと思ふ。而して科學者に祖國のあることは勿論ではあるが、科學それ自体にさへも國境があるといふのはなく、眞善美を探究する方法がそれ／＼その國情、國民性を反映してゐると言ふのである。斯く考へるならば科學者にも亦科學にもそれ／＼國境のあることが明瞭であらうと思ふ。

加之、科學特に技術の生みの親たる技術者と國家との關係は想像以上に密接である。なんとなれば現代の最高最新の技術は國家の保護助長なくしては考へられなゝがらである。科學者の生滅發展が如何に多く國家即ち全國民の有機的生產活動一般の恩恵に浴するかは言を俟たないであらう。次に又

假に此の點を除くとするも、技術者の技術的貢献に対する莫大なる排他的獨占力は、一にもニにも、主權即ち全國民の有機的生產活動一般の賦與するものであるから、技術的貢献の反てが技術家に歸屬することはあまりにも不合理であらう。

以上の諸點は實に技術者に妥當するのみならず、更に又、且つより多く企業家に妥當するであらう。

以上の過程より私は、技術的貢献の何パーセントかは技術家の利益たゞしむるもの、顧

則としてその餘は全部國民全体の利益たらしめんと歴する次第である。斯くて是ににより、技術の進歩は附ちそのまゝ國民生活全般の向上を意味するに至らう。勿論かかる結論を實現する爲めには技術家の身分、待遇に就いて特別なる機關を必要としやう。

最後に第三點であるが、以上の二點の解決にも不拘、尙中小工業勞働力の賃金額からの生活費に達せざる場合には之を如何に解決すべきであらうか。

結論を急ぐならば、此の問題は結局に於て、中小工業の分野に於ては私見の第三前提の妥當性が否定せられ、その結果は中小工業に於ける人口制限即ち轉業の不可避なることを、示すに外ならない。

因みに私見の第三前提は次の如くである。即ち

「等質等量の勞働力が凡ての企業に於て等額の賃金を獲得し得る様に全勞働力が配置され、且つ可能な限り賃金額の上昇が試みられるならば、現在は勿論遠き将来に至る迄、勞働に歸すべき生産物の價額は勞働者の一生の生活費を償つて充分に餘りあるものであらう。」

註、「作業條件の向上に基く増加生産額」といふも、此の點は充分に吟味する必要があらう。

第十一節 勞働力の培養と労働時間

六。

既述の如く經濟統制の目的は、具體化されたる等質等量の労働力を爲すり企業に於て等額ならしめ、且つ可能な限り賃金額を上昇せしむることである。

後者は二つの方法に依り實現しうるが、その一つは作業條件に關するものであり、その二は労働力に關するものである。前者は既に第九節及び第十節に於て要述したのを、本節に於ては後者を取扱ふことにする。

者、労働力の見地から賃金額を可能な限り上昇せしむる爲めには、労働力の質的向上を計る以外には無からうと思はれる。(註)勿論労働力の質的向上がそのまま、直ちに賃金額の上昇を意味し得る爲めには、賃金の額が私見の立場通りに支拂はれることを前提とする。

右の前提の下に、労働力の質的向上を考へるならば、それは一般的向上と特殊的向上とに分類せられる。而して説明の便宜上後者から先に述べるならば、労働力の特殊的質的向上とは労働力に技術的教育を施すことによらず、そして此の點の重要性は事變後に於て急激に昂められるに至つたことは言ふ迄もない。

次に労働力の一般的質的向上の問題であるが、之は要するに労働者の體位向上的問題

である。而して労働者の體位向上が一般の體位向上と異なる所以は、前者が労働時間と作業條件とに特に密接なる關係を有するからに外ならない。

労働時間と體位向上との問題は種々の見地から考察さるべきではあるが、茲では簡単に、體位向上の爲めの労働時間の制限は、賃金が私見の立場通りに支拂はれること、を一つの大きな前提とすると言つて置かう。

(註)

賃金額を上昇せしむる方法として労働力の培養を論ずるのは、それに依り

労働者をして獨立の活動主體たらしめんとするに外ならない。

第十二節 労働者の労働法上の義務

生産物の價格が適正に決定され、且つ賃金が私見の立場に従つて支拂ふとするならば、労務動員の目的は等質等量の労働力が、凡ての企業に於て等額の賃金を獲得しうる様に全労働力を配置することである。

労務動員の目的を右の如く表現するならば、それは一見複雑な様に思はれるが、その意味する所は、適材を適所に配置することが労務動員の目的であるといふに過ぎない。

者、労務動員の目的とする所は、少くとも極めて最近迄は、自由放任の下に於て最も多く達成せられたと考へられて來た。而して此の見解の妥當性は極めて高く評價されるべきはあるが、科學の進歩に伴なつてその妥當性は漸次に減少となるに至ると思はれる。故之、自由放任に依る適成適所主義は、一定の限られたる時空の制約下に於てある目的を實現せんとする場合には、種々の理由から、相當に否定さるべきであると言ひ得やう。勿論斯る結論は極めて困難なる研究を必要とするであらうが、茲では省略することにする。

以上の極めて不十分なる過程より、自由放任主義を一應否定するならば、國家権力に依る適成適所主義が之に代つて登場するに至らう。

然し乍ら、國家権力に依り適成を適所に配置するといふも、科學の發達の現段階に於ては、國家権力に依る労働力の配置の妥當性は極めて不十分なるを免がれないとあらう。従つて凡ての労働者が之に對して大なり小なりの不平不滿を癪くに至るは、蓋し避けべからざる現象であらう。此等の點に就いての研究は、一應之を割愛して結論を急ぐことにしやう。

要之、國家権力に依る労務動員を既に必至と解するならば、その内容と條件が次に問

題とならう。

而して労務動員の内容としては、既に第一節の「生産物の價格とその變動」に於て述べた様に、ある一定の時期に於ける労働力の配置狀況を一應適正と看做し、従つてその移動を原則として禁止する以外には方法がなからうと思はれる。(註一)

次に斯る移動禁止を行ふに當つての最少限度の前提條件としては、賃金が私見の立場通りに支給されることを擧げ得やう。即ち、國家の姿を如實に労働者の上に反映せしめ得る様な賃金制度の誕生が、少くとも理論的には、移動禁止の前提條件であらう。従つて若し此の前提にして充足せられるとすれば、如何なる労働者も移動禁止(=移動命令をも含むことは言ふ迄も無からう)を甘受すべきであらう。

さりだら、實踐論としては、第二點の實現が早急には望み得ないとするも、尚且つ第一點の實行は必要ではなからうかと思はれる。

以上の如き見地より、これから國家總動員法に依る労働諸法令を批判することにしや

フ、
國家總動員法に基く労働諸法令は、その殆んど凡てが雇用主に罰則的義務を課し、労働者自體には何等の罰則的義務を課してゐない。例之、從業者雇入制限令は、職業紹

介所長の認可を受くべき罰則的義務を雇用主に課し、被雇者たる労働者には何等の罰則的義務をも課してゐない。然し此の兩者を然く差別して取扱ふことに、私は大なる疑問を持つてゐる。從業者雇入制限令の實效性が若し小なりとせば、その一大原因は此の點にあると思はれる。それで今問題となつてゐる所謂労働手帳は、労働者に少く共「自己の職歴を偽らざる」労働法上の義務を事實上負担せしめ、それに依り雇入制限令に充分なる實效性を與へんとするものと私は解してゐる。従つて労働手帳の問題は、私にとつては唯雇入制限令にのみ關する事項ではなく、労働者自身に國家總動員法に依る労働法上の義務を課すべきや否やといふ一般的な問題を意味してゐると思はれる。(註ニ)

然し茲に注意すべきは労働者に労働法上の義務を課する爲めには、少く失道正なる賃金制度の確立、即ち私見の實現を前提とすることは既述の如くである。

現在の總動員法が労働者に何等の義務を課してゐない理由は、為政者が右の前提を認識してゐる爲めであらうかといふ疑問がふと浮んで來る、然しその理由は為政者が右の前提を認識してゐるからではなく、彼等が無意識に生活費賃金原則の立場に立つてゐるからであらうと思はれる。なんとなれば生活費賃金原則は、労働者は一應とにかくその生活を保障せらるべき客體であつて、自主的に自己の生活を開拓すべき主體ではないと

少くとも無意識にさう考へ、その結果自主的な活動主體たらざる労働者に、法律上の義務を課することは不合理なりと思ふからであらう。

然し乍ら労働者が自主的な活動主體たるべきことは論を俟たざる所であるから、労働者自身に總動員法に依る義務を課する必要を私は信ずる。以下にその條件を述べやう。

賃金が労働に歸すべき生産物の價額に等しく支給され、且つ労務動員か等賃等量の効働力をとして凡ての企業に於て導領の賃金を獲得せしむることを目的として行はれるならば、労働者に罰則を以てその移動を抑制し、又は制限禁止することは極めて合理的である。

尚最後に一言附加すべきは、文明の進歩と共にある種の労働は、その必要性の増大にも不拘、次第々々に忌避されることがことである。例之、農業労働、礦山労働等がそれであるが、然し斯くの如き労働は、國家の存立發展に不可缺の要件を爲すものであるから、之を他民族にその大部分を委託せしむることは、やがては委託民族の喪失の根本原因となるなければならぬ。従つて天壤と共に窮り無き皇運を扶翼すべき日本臣民は、農業労働及び礦業労働を兵役に準する國民の義務として之に服すべきであらう。

注一、國民権力に依る移動禁止は更に適切り科學的研究の義務を、専に國家に對してのみならず私企業に對しても又、負担せしむるに至るべきは當然であらう。

註二、此の點は、間取引を防止する爲めには、専に商人及び企業民に不作為義務を課するのみならず、更に一般の消費者にも罰則を以て不作為義務を課す必要がある、と言はれてゐるのと一致しやう。

第十三節 勞働力の需給と賃金額

現實の賃金が如何にして決定せられるかは、私見にとり極めて重大なることは言ふ迄りないが、私の最も注目する點は勞働力の需給と賃金額との關係である。

勞働力の供給が相對的に増加すれば、賃金額は低下し、逆の場合には賃金額は上昇すると言はれる。然しこれは未だその理由を納得して聞いたことがない。そこで私見の立場から一應その理由を想像してみやう。

賃金の額を勞働生産物の價額に等しくすべしといふ私見の立場からは、賃金額に作用するものは一に勞働生産物の價額のみである。即ち賃金額の騰落の原因は、勞働生産物

の價額の騰落でなければならぬ。果して然らば勞働力の需給と賃金額との關係は、前者と勞働生産物の價額との關係に翻譯すべきであらう。以下それにつき畧述する。

先づ第一に勞働力の供給の相對的増加は、何故に勞働に歸すべき生産物の價額を低下せしむるのぞあらうかといふ疑問より入らう。

勞働力の供給の相對的増加とは、勞働力の供給増加率が勞働力の需要増加率よりも大いふことである。處が勞働力の需要といふことは、生産物の需要といふに等しいから、勞働力の供給の相對的増加とは、勞働力の供給増加率が勞働生産物の需要増加率よりも大なりといふことである。従つてかかる條件の下に於ては、若し全勞働力を具體化するとしてせば、その結果たる勞働生産物の價額は、假令その質量の増加ありとしても、決して増加し得ね。その結果は單位勞働力に歸すべき勞働生産物の價額、勞働力の供給増加率に逆比例して低下するであらう。それ故に勞働力の供給の相對的増加は、單位勞働力に歸すべき生産物の價額の低下を通じて、賃金額の低下を齎すと言ひ得るであらう。なんとなれば増加勞働力の具體化は、結局に於て全勞働力に對して單位勞働力の賃

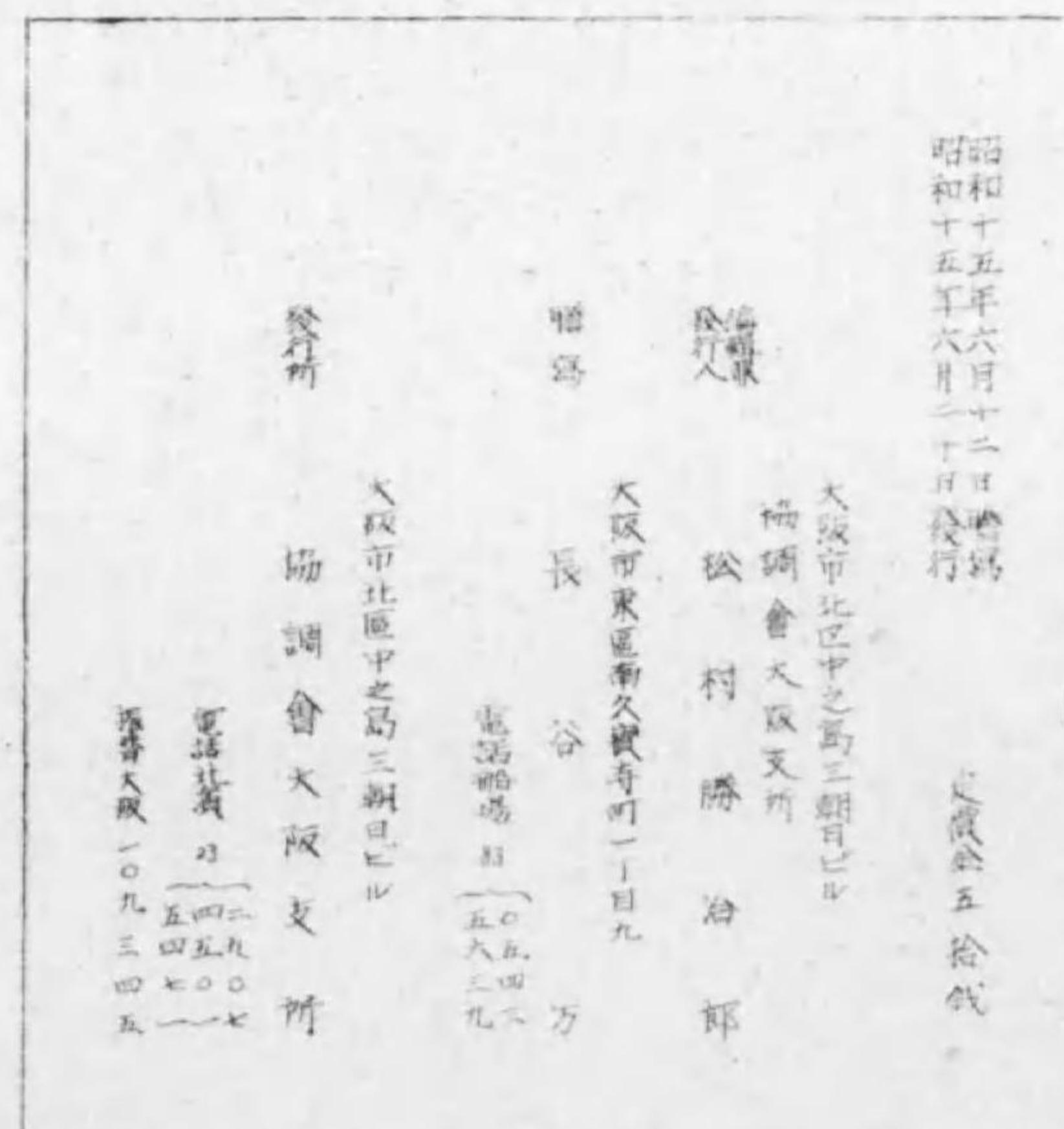
金額の低下を齎すが故に、既に自己の労働力を具體化する機會を有せる者の欲せざる所だからである。以上の考察は従つて労働力の相對的増加は賃金額低下の可能性を齎しつゝも現実には寧ろ、増加労働力の失業を齎すといふ結論に導くことになる。

要之、労働力の相對的増加が同時に、労働生産物に対する需要の相對的増加を意味し得ないといふ點の相對的増加が同時に、労働生産物に対する需要の相對的増加を意味し得ないといふ點に在る。

右の事實に對し私見は、その第二前提の妥當性を認識し且つ第三前提の成立を希望する立場より、増加労働力が増加生産物を意味し得る様な制度即ち失業保険制度の確立を希望するものである。

労働力の供給の相對的減少についても同様の事が言へやう。

社会問題調査資料	
第一輯	
社大黨としてみたる大阪市議戦績	
昭和12年7月發行 四六頁 18銭 定價 .05銭 郵税 03銭(税込)	
特輯	
京阪神に於ける第十四回全國安全週間 實施狀況調査報告	
昭和12年8月發行 四六版 9頁 定價 .05銭 郵税 03銭(税込)	
第二輯	
日本産業労働機構と戰時労働政策	
昭和14年4月發行 菊版 140頁 定價 .80銭 郵税 06銭(税込)	
第三輯	
商業社會政策と商店法の効果	
昭和14年10月6日發行 菊版 90頁 定價 .80銭 郵税 06銭	



第四輯

關西地方四の社に於ける結婚祝金・出産祝金
家族手當又は其の他家族手當的給與に關する
調査

昭和14年1月20日發行 約版 40頁
定價 30錢 郵費06錢(品切)

勤勞者文藝作品集

勞動文藝

これは東亞協同體建設の光輝ある時代に銃後產業戰士によつて築かれた勞動文化のピラミッドだ。
こゝにはじめて現段階に於けるわが國勞動者の文化的水準は綜合的・具體的に展開され、機構變動期の社會政策に重要な課題をなげかけてゐる。
歴史あり傳統ある鐵道工業文化の水準作とならんで躍進日本の重工業文化が力強く息吹いてゐる。

内 容
第一部 勞動文藝作 品

小説 作文 詩歌

第二部 產業戰士の言葉
小論 感想

作品時期 昭和13年10月— 昭和14年1月
寄稿勤労者 150名
作 品 200余篇

體裁 四六版300頁
定價 1.20
送 券 .09

大阪市北区中之島 協調會大阪支所 電話北濱2907
郵便ビル715

14-5
798

終

